平成２５年（フ）第８７６号
横浜市港南区下永谷２丁目27番13号　遠藤ビル203
債務者　金田　優子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目15番16号　ハイツ渋谷205
債務者　羽鳥ひとみ
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２１号
神奈川県大和市中央林間１丁目20番４号
債務者　築村　一代（旧姓犬丸）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００５号
横浜市中区根岸町３丁目176番地37　田中ビル103号室
債務者　小林　秀夫
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２２号
横浜市西区桜木町７丁目45番地２　高島タウンハイツ801号（住民票上の住所）
債務者　滝澤守美子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４号
愛知県豊橋市下地町字境田34番地１　１―303
債務者　山本　実加
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午前11時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２０５号
岡山市北区東古松２丁目４番６号　グランドハイツ東古松402号、旧住所岡山市南区浜野４丁目15番29号　605号
債務者　下田亜矢子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６９号
岡山市南区福島２丁目１番11号エステート93．205、旧住所岡山市東区金岡西町1265番地４リバーウエスト泉B．201
債務者　三宅美津雄（旧姓橋爪）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８５号
岡山市南区西紅陽台２丁目58番地285
債務者　栩平とし子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３６号
横浜市金沢区六浦２丁目８番33号
債務者　杉原　円佳
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１４号
横浜市南区別所２丁目12番11号
債務者　菊池雅伊子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８号
熊本県人吉市下林町1994番地
債務者　内田　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１０１号
愛知県豊橋市平川本町１丁目15番地11　２Ｂ
債務者　角谷　健二
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２１号
長崎県島原市宇土町乙721番地・乙722番地合併
債務者　篠原　恵美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午前９時50分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
東京都清瀬市旭が丘２丁目４番７―208号
債務者　古塩　立美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２号
熊本県人吉市下城本町1397番地サンシャインマルナカ102号
債務者　飯田　寿人
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前９時45分
熊本地方裁判所人吉支部